

労働者協同組合法人設立までの流れと 今後の事業展開

労働者協同組合あるく
理事長 廣野るみ子

基本情報 (2023年1月現在)

法人名: 労働者協同組合あるく

所在地: 熊本市東区秋津町秋田3445-43

設立: 2022年11月21日

事業内容: 障害福祉サービス 生活介護

(令和5年度 熊本市指定申請手続き中)

生活介護事業所予定地: 熊本市東区沼山津3-13-23

組合員数: 6名

出資一口の金額: 1万円(1口以上)

出資総口数: 100口

始まり (あるく=フィンランド語で始まりの意味)

偶然点けたテレビ番組

「協同労働」の特集番組で法制化されることを知る。

- ・働く人が出資し運営に意見を反映させて共に働く
- ・仲間と徹底的に話し合い、一つひとつをみんな決めていく。
- ・人と地域に役立つ仕事をする。
- ・自分たちの働き方もみんなで決める。...

「こんな考え方に賛同して集まる仲間となら何かできそう」という思いを強く抱く

きっかけとなった思い

1, 障がい児・者支援に関わる中で出会った子ども達とそのご家族の存在

- ・特別な子育てを

ずっと頑張ってきたけれど・・・

- ・障がいが重いほど少ない受け皿

- ・親の高齢化に伴う体力的限界と、先が見えない不安

子供が成人しても続く親の負担

全てを請け負う事は出来ないけれど、少しでも長く住み慣れた場所で希望する生活をするために必要な支援ができればいいなあ・・・！

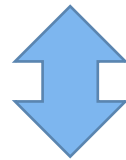
2, 支援者としてのつづやき

- ・私達は福祉の仕事が好きで、やりがいを感じている。

それなのに・・・

どうして「しょうがない」と、つづやきため息をつくのか

雇われているのだから、その組織の方針に従いその中でやるべき仕事に取り組むのは当然の事



- ・どんなに好きな仕事でも、働く場所が自分の思いや生き方を十分に発信できない場所だとしたら、やっぱり息苦しくて辛くなる。
- ・こんな事出来たらいいね、あったらいいね！が形になる働き方がしたい、そんな職場があったらいいな。

労協法の学びと仲間作り

2021年(令和3年)

・ネットで検索、「協同で働くガイドブック」を取り寄せる。

6月 センター事業団九州事業本部より来訪して頂き、直接説明を受ける。

(先行して熊本で関心を寄せるメンバーの存在を知る)

7月 定期的な熊本メンバーとのZoomミーティングと研修会へ参加

8月28日 労働者協同組合法学習会@熊本開催

(任意団体「親子のおしゃべりサロンらうれあ」の代表として参加)



(コロナ感染拡大の影響で対面でのミーティングが出来ない状況が続く)

「こんな事したい・出来たらいいね」から具体的な話に発展しないまま
年越しすることに・・・

(仕事仲間や知り合いに協同労働を知ってもらう為の活動を継続)

法人設立へ向けて

・2022年（令和4年）

4月 センター事業団九州本部より再度来訪して頂き、協同労働に関心を寄せる新しいメンバーで説明を受ける。

5月 事業団スタッフ・初期メンバーと新メンバー合同で対面での初ミーティングを実施

（欠席者を含め、法人設立メンバーとなる意志確認）

6月 法人設立メンバーが確定

（社会福祉士2名 介護福祉士3名 計5名：全員が障害福祉サービスの経験者）

事業団スタッフ・法人設立メンバーでのミーティング実施

（法人設立に向けて、やるべき事の確認。出来ることから取り組む事に）

・熊本市及び県域の障害福祉サービス指定枠と申請に関わる必要事項の確認

・他県事業所の見学

7月 設立メンバーでのミーティングと事業団スタッフとのミーティングを実施

- ・事業内容を生活介護(デイサービス)に決定
- ・令和5年5月の事業開始を目標に令和5年1月頃の法人設立を予定

物件の条件を確認、全員が共有して情報収集

事業計画、資金計画、働き方、等について話し合いながら確定していく

- ・ネット検索や複数の不動産会社への依頼、知人からの情報等、多方面から協力を頂き、数ヶ所の内覧を実施するも物件探しが難航。

(物件が決められない為に、指定申請先の自治体も決まらない状況が長期化してしまう)

再びコロナ感染拡大

急展開!! 一気に法人設立へ

10月27日 予定していた県域の指定枠が無くなっている事が発覚



熊本市での申請に絞られる

* 熊本市では次年度に障害福祉サービスの指定を希望する事業者に対して、12月に事前相談が実施される。事前相談への申請には法人であることが必須条件。

11月末までに法人格を取得する必要に迫られる。

10月30日 緊急ミーティング

期日までに法人格を取得する為の流れを確認して、設立総会を11月15日に設定

10月31日 公告

熊本市の事前相談までに提出すべき書面の作成期限と、設立総会までの日程が重なり追い込まれることに・・・

- ・総会に必要な書面の確認と準備、外部監事の依頼、法人印の発注等々・・・
- ・定款に関する事等、専門性を要する事は司法書士社会保険労務士事務所に依頼

11月15日 19時30分～設立総会

11月16日 出資金の第1回払い込み



登記申請の準備
熊本市事前相談書面の提出

11月21日 熊本法務局へ届け出(法人設立日となる)

12月2日 熊本県へ届け出

熊本県初、全国8番目の労働者協同組合法人となる。

12月8日 「労働者協同組合あるく」として、熊本市の事前相談へ・・・

12月28日に令和5年度の指定候補事業者に選定されたとの連絡あり。

難航していた物件は、建て貸して頂けるという奇跡的な展開により解決。

今後の事業展開

2023年(令和5年)1月～

- ・法人としては、事業開始までの雇用形態や賃金等について討議を重ね決定。6月15日 第1回通常総会を開催

- ・指定候補事業者として選定された事を受けて、施設建設に向けた手続きを開始。

(建設会社担当者様、施主様と一緒に設計段階から打ち合わせ参加)

6月14日 地鎮祭 6月末頃 基礎工事着工

- ・熊本市との事前協議開始、申請関係書類準備。
- ・8月申請書類の提出。
- ・送迎車両等、準備に時間を要する物の発注。

9月10日 建物完成

- ・熊本市の現地調査、利用者及び相談支援事業所等、関係機関の見学及び利用相談の予定。

- ・10月1日の指定決定を目指す



打ち合わせ、ミーティング、総会の様子

建設予定地と完成予想図



・みんなの意見をまとめて掲げた目的(定款)に沿って

本組合は、同じ志を持つ仲間が出資し同等の権利を持って対話を重ね、それぞれの思いや願いを尊重し合い、心地よい働き方を探求しながら、社会福祉に関わる事業及び地域の課題や一人ひとりの困りごとを解決するための仕事を通して障害の有無や年齢・性別等に関わらず誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活し活動出来る社会を構築することを設立、存立の目的とする。

- ・障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた場所で、出来る限り希望する生活
を続ける為に何が必要か？
- ・働く私たちは、どんな事をやりたいと思っているのか？
- ・どんな働き方をしたいか？

夢や希望も含めて「こうだったらいいね！」という話し合いを繰り返しながら、やりたい事を形にしていきたい。

協同労働の魅力

ただ決められた事をやるだけの仕事でなく、働く人も利用する人もその人なりに楽しく過ごせる時間が増えるような「心地よく働き・心地よく利用できる」そんな居場所があったらいいね。そんな場所を作りたいね・・・。

「協同労働」という考え方を「いいね！」と感じられる仲間となら、きっとそんな場所が作れるのではないか？と思えたり、協同の話をする「なんだか元気が出る」と感じられる。それが協同労働の魅力かな・・・

*これから、そこに関わる全ての人が「なんだかホッとすると感じられるような場所を、みんなで作っていきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。